

公表日:2026年4月24日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	75.5%
正社員	72.5%
パート・有期社員	83.8%

対象期間：令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く。

差異についての補足説明：

<正規雇用労働者>

平均年齢に男女の差異はほとんどないが、管理職における女性の割合が0%であることが、格差の要因であると考えられる。

<非正規雇用労働者>

全体的に女性労働者の割合が高い中で、一部の男性について業務の特性等を考慮した賃金設定となっていること、また、女性の非正規雇用者の中に介護業務従事者など労働時間が短い労働者が多いことなどが、格差の要因であると考えられる。